

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

1. 対象工事

契約書を作成し、予定価格が130万円を超える建設工事

2. 請負代金内訳書への記載内容等

別添の請負代金内訳書（土木関係工事又は建築関係工事）に次の（1）～（3）に掲げるものを記載のうえ、提出するものとする。

なお、請負代金内訳書の記載内容が確認できれば別様式でも差し支えない。

（1）発注者名、年月日、住所、商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所及び工期

（2）（土木関係工事）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額

（注）土木関係工事とは、主に（2）の2（注）に記載した建築関係工事以外の工事をいう。

（2）の2（建築関係工事）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額

（注）「建築関係工事」とは、主に建築工事及び建築物及び建築物の敷地に付帯する工事（建築設備工事、外構工事、造園工事、さく井工事等）をいう。

（3）工事価格の内数として、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）

3. 入札参加者への周知

設計図書に別紙1「特記仕様書記載例」及び別紙2「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」を明示し、入札参加者に公表するものとする。ただし、配水管布設工事など水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）にて積算した建設工事は除く。

また、随意契約による場合は、予定価格を類推させるおそれがあるため、別紙2「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」を公表しないものとする。

なお、法定福利費事業主負担額概算額の算定について、国土交通省等が運用している算出方法を用いるものとする。

4. 請負代金内訳書の提出方法等

（1）発注者（工事担当課）は、受注者に対し、契約締結後14日以内に請負代金内訳書の提出を求める。（工程表と同様の取扱いとする。）

（2）発注者（工事担当課）は、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合は、受注者が明示した法定福利費額が予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額

と比して、少なくとも法定福利費額が予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額の1／2以上であることを確認すること。ただし、配水管布設工事など水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）にて積算した建設工事は除く。

(3) 提出された請負代金内訳書は、契約書等と併せて保存するものとする。

(4) 契約変更の際は、提出を求めるない。

5. 適用日

令和4年10月1日以降に起案する建設工事から適用する。

別紙1

特記仕様書記載例

第〇条 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出

法定福利費等経費の適切な確保及び法定福利費を適切に負担する事業者による公平で健全な競争環境を確保する観点から、工事価格の内数として法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出すること。ただし、契約締結担当課が契約監理室以外の場合は、請負代金内訳書の提出は求めないものとする。

なお、法定福利費とは、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額のことという。

別紙2

予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額

工種	○○○○工事
予定価格	¥○○,○○○,○○○
(参考) 上記予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額 (税抜)	¥○○,○○○,○○○

「(参考) 上記予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」は、あくまで現場管理費等に含まれる法定福利費について、本件工事に係る予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」に乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。